

○山口県警察柔剣道段級審査に関する訓令

昭和 34 年 2 月 10 日  
本部訓令第 5 号

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この訓令は、山口県警察職員(以下「職員」という。)の柔道及び剣道(以下「柔剣道」という。)の段級の審査(以下「段級審査」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (委員会の設置) 職員の柔剣道の段級審査を行うため、山口県警察本部(以下「県本部」という。)に山口県警察柔剣道段級審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 3 条 (委員会の構成) 委員会は、委員長及び委員若干名をもつて構成する。

2 委員長は、警察本部長の職にある者がこれにあたり、委員は警務部長、警務課長、教養課長、警察学校長及び柔剣道の術技を担当する術科師範並びに委員長が指名するその他の職員をもつてこれにあてる。

3 委員長は、必要あるときは前項に定める者のほか、山口県柔道協会及び山口県剣道連盟の役員その他学識経験者で適任と認められる者を委員に委嘱することができる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

第 4 条 (委員会の職務権限) 委員会は、職員の柔剣道の段級審査を行い、その合否を決定する。

第 5 条 (委員会の事務) 委員会の事務は、県本部警務部教養課において行う。

第 6 条 (段級の種類) この訓令により審査する段級の種類は、段位にあつては初段から 5 段までとし、級位にあつては 3 級から 1 級までとする。

第 7 条 (段級の呼称) 段級の呼称は次の例による。

山口県警察柔道何段または何級

山口県警察剣道何段または何級

第 8 条 (段級の表示) 柔道衣または剣道防具の着装による段級の表示は次のとおりとする。

段別 \ 種別	柔 道	剣 道
有 段 者	黒 色 の 帯	黒、紺または紫色の面ひも
そ の 他 の 者	白 色 の 帯	白色の面ひも

第9条（審査を行わない段級の授与） 委員長は、次に掲げる者で相当と認める者に対しては第2章に規定する審査を行わないで、この訓令による段級を授与することができる。この場合第17条の規定を準用し、第1号により授与する合格証書には、その裏面に確認事項を表示する。

（1）他の団体等で授与した柔剣道の段級を有するもの。

（2）平素の勤務成績が良好で、警察で開催する柔剣道大会、競技会等における成績が抜群の者

## 第2章 審査

第10条（審査の実施） 段級審査は、委員長が必要と認めたととき随時これを行う。

2 委員長が前項の規定により、その期日を決定したときは、場所及び方法その他必要な事項について、あらかじめ関係のある課長、室長、所長、隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

第11条（段級審査） 段級審査は、委員3名以上が出席して行うものとする。

第12条（審査を受ける資格） 段級審査を受けようとする者は、各段級ごとに定める別表第1の期間を経過していなければならない。ただし、所属長から推せんのであつた技能の優秀な者で、委員長が特に認めた者については、この限りでない。

第13条（審査の申請） 段級審査を受けようとする者は、その所属長に申請をしなければならない。

2 前項の申請を受けた所属長は、別記第1号様式の柔剣道段級審査申請書を委員長に提出しなければならない。

第14条（審査の方法） 審査は、学科及び術科について柔道にあつては別表第2、剣道にあつては別表第3に定める基準によつて行う。ただし、特別の事情があるものについては、その一部を省略することができる。

第15条（採点基準） 審査の採点基準は、次のとおりとする。

《第15条の表のとおり》

第16条（合格者） 前条に定める総点数80点以上を得、委員会の審査に合格した者を合格者とする。

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条（合格の取消） 委員長は、この訓令により審査を受けた者で、審査を受けるにあつて不正行為があつたときは、その合格を取り消すことができる。

第 21 条（他の機関への推せん） 委員長は、合格した段位について、本人の希望があるときは、柔道にあつては山口県柔道協会を通じて講道館に、剣道にあつては山口県剣道連盟を通じて全日本剣道連盟に、それぞれ段位取得について推せんするものとする。

第 22 条（推せんの申請） 前条による段位取得の推せんを受けようとする者は、その所属長を通じて委員長に申請をしなければならない。